

平成 20 年(2008 年)6 月 10 日
厚生委員会資料
保健福祉部障害福祉担当

義務教育通学等支援事業について

1 目的

区内に居住し、小・中学校に通学する障害のある児童等が、保護者の疾病・就労その他やむを得ない事情により、通学、学童クラブへの通所等の介助を受けられない場合に、居宅介護事業所のヘルパーによる、通学等の支援により、安心して通学・通所ができるようにする。

2 対象者

- (1) 区内に居住し、区内の小・中学校及び学童クラブ、特別支援学校に通学している障害のある児童等とする。

ただし、特別支援学校の送迎バスを利用している者は、区内のバスポイントまでの送迎を対象とする。

- (2) 障害のある児童等の範囲は、障害者手帳(身体・知的・精神)を持つ障害児、及びこれに準じる者とし、医師の診断書などにより判断する。

- (3) 対象者見込み 約 65 名程度
 予算額 28,721 千円(委託料)

3 事業内容

- (1) 自宅・学校(夏休みのプールを含む)・学童クラブ・特別支援学校のバスポイント間の移動介助を行う。
- (2) 利用希望者は区へ申請、支給決定(受給者証の交付)を受けてから、保護者等が居宅介護事業者と契約を結びサービスを利用する。(利用料は無料)
- (3) 区は居宅介護事業者と委託契約を結び、毎月の請求により、委託料を支払う。

4 開始時期

平成 20 年(2008 年)8 月夏休み明けから

5 周知・広報等

区報(7 月 5 日号)・ホームページに掲載、案内(チラシ)を関係する学校・学童クラブ等に配布予定。